

悪質違反者に対する 即時告発

3 悪質違反者に対する即時告発 (平成27年2月23日施行)

道路の老朽化対策は喫緊の課題であり、国土交通省は平成26年5月9日、「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」を策定しました。これまでも違反により重大事故を発生させた場合や、指導実施にもかかわらず違反を繰り返す常習違反者等を対象に告発をしてきましたが、さらに、昭和53年局長通達「車両の通行の制限について」等を改正し、違反者に対する取締を強化することになりました。

今後は、基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に対しては、現地取締りで違反を確認した場合、即時に告発となります。(道路法102条により、100万円以下の罰金等が課せられます。)

■重量が基準の2倍以上の違反者(告発対象者)の条件

基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化▶現地取締りで違反を確認した場合は告発(レッドカード)

告発対象者の条件

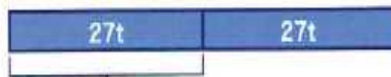
車両総重量の一般的制限値(国管理道路は最大27t)を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。

(基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び2に掲げる表中のうち該当する総重量による)

■車両総重量が「基準×2」以上の車両。なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」

無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例 レッドカード条件:「総重量54t以上」

基準×2=54t



基準=一般的制限値27t(セミトレーラ連結車(バン型)の例)

※車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t

※なお、車両総重量の基準が2倍に達しない場合にあっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合によっては、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

告発による罰則

道路法102条(無許可)により、100万円以下の罰金 等